

件 名	堺市パートナーシップ宣誓制度の創設について
経過・現状 政策課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBTなど性的マイノリティの方は、社会的に少数であり、性自認・性的指向に関する無理解や偏見、差別があるために、生活の様々な場面において、困難や生きづらさを感じていることがある。 ・近年、各自治体において、制度面における支援の取組が徐々に実施されてきている。 <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会やイベント等市民啓発事業の実施、職員・教職員・民間事業者等研修の実施 ・相談事業（専用ダイヤルの設置、弁護士相談）、啓発カードの作成・配布 ・公的書類及び申請書における unnecessary 性別欄の廃止 <p>【課題】</p> <p>本市においては、これまで啓発や相談事業などを実施してきたが、制度面での支援など、より一層、理解促進に向けた取組を進める必要がある。</p>
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】</p> <p>現行法では、同性パートナーとの婚姻が認められていないため、結婚を前提とした各種制度やサービスが受けられない現状にある。</p> <p>これに対し、各種支援やサービスを受けられるような制度を構築し、活用していくとともに、市民理解の促進・人権尊重意識の醸成を図る。</p> <p>【取組内容】</p> <p>「堺市パートナーシップ宣誓制度」の創設（別紙参照）</p> <p>【関連取組】</p> <p>①パートナーシップ宣誓制度を活用できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居対象（建築都市局） ・堺市立総合医療センターにおける対応（健康福祉局） ・市職員の特別休暇制度等（総務局） <p>②その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験申込書の性別欄の廃止（人事委員会事務局） ・職員向けガイドライン作成・管理職研修の実施（市民人権局） <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁議後議会報告 ・平成31年1月30日 市長記者会見 ・平成31年4月 堺市パートナーシップ宣誓制度開始
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚制度を利用することができない性的マイノリティの方の関係を証明するものとして活用。 ・本制度の創設により、市民理解の促進及び人権尊重意識の醸成を図る。
関係局との 政策連携	建築都市局、健康福祉局、総務局、人事委員会事務局

堺市パートナーシップ宣誓制度

1. 概要

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度

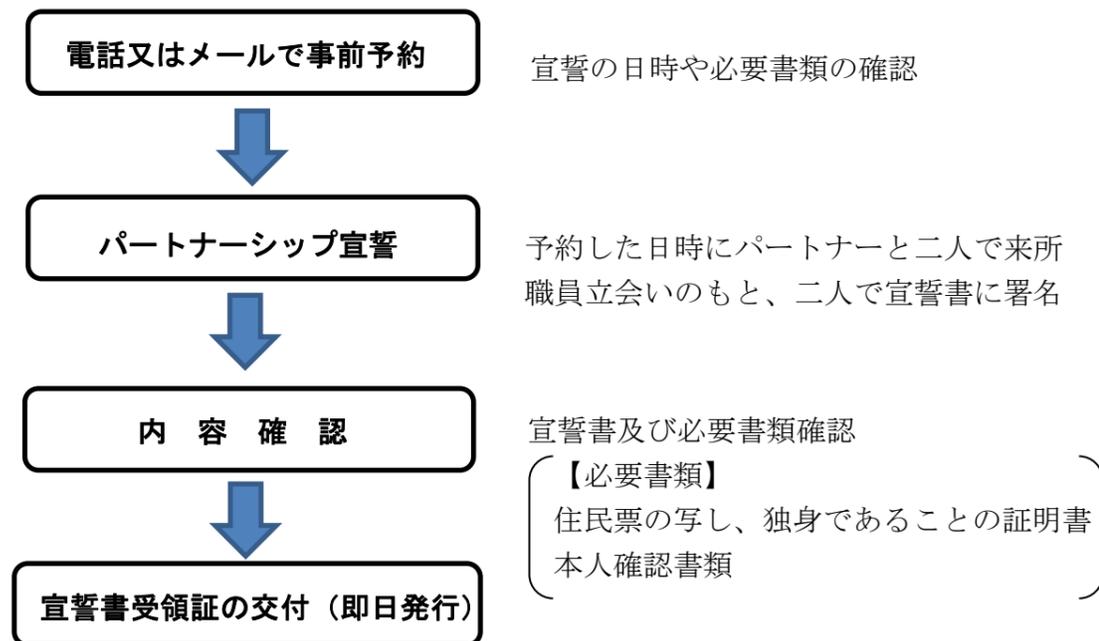
2. 根拠規定

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例
堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

3. 対象要件

- (1) ともに成年者であること
- (2) 少なくともいずれか一方が市民又は転入予定者
- (3) ともに配偶者がなく、当該当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- (4) 婚姻をすることができない近親者（養親子関係を除く）の関係にないこと

4. 宣誓書受領証交付までの流れ



制度のポイント

- いずれか一方が性的マイノリティであれば対象とする
- 戸籍上の性別が「同性」であるかどうかは問わない
- いずれか一方が堺市民、又は堺市に転入予定であれば対象とする
- 通称名の使用を可能とする

新たな関連取組

◆パートナーシップ宣誓制度を活用できる取組

○市営住宅の入居（平成 31 年度中の募集に向けて検討中）【建築都市局】

市営住宅の入居者資格で「同居し、又は同居しようとする者」としてパートナーシップ制度の主旨に該当する者を加える

○堺市立総合医療センターにおける対応（平成 31 年 4 月開始）【健康福祉局】

宣誓書受領証を持ったパートナーの面会や手術同意を、患者が病院に求めることができる

○市職員の特別休暇制度等（結婚、介護、忌引き休暇）（平成 31 年 4 月開始）【総務局】

配偶者と同等の休暇制度が利用できる

◆その他の取組

○職員採用試験申込書の性別欄の廃止（平成 31 年度募集から開始）【人事委員会事務局】

性別の任意記載を廃止

○職員向けガイドラインの作成（平成 31 年度中）【市民人権局】

性的マイノリティの方への対応手引きを作成

○管理職研修の実施（平成 31 年度）【市民人権局】

市職員の管理職を対象に性的マイノリティに関する研修を実施